

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

民生委員・児童委員の選任要件については、民生委員法第6条1項及び児童福祉法第16条により「当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉の児童委員としても、適当である者」とされており、選任に当たっては、当該市町村の選挙権（年齢満18歳以上、3ヶ月以上の市町村の区域に住所を有する者など）を有する者を要件としている。

今般、令和5年地方分権提案において、地方自治体より民生委員・児童委員の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、内閣府の有識者会議の議論を経て令和5年12月に閣議決定されたところ。

当該閣議決定では、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

こうしたことを踏まえ、民生委員・児童委員の選任要件について検討を行うため、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

閣議決定された令和5年地方分権提案において提示された課題について、地域の実態や当事者の意見を踏まえた検討を行う。

3. 構成等

- （1）本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長及び座長代理を1名ずつ置く。
- （2）座長は本検討会を代表し、会務を総括する。
- （3）本検討会は、必要に応じ、（1）の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- （1）本検討会は、厚生労働省社会・援護局長による検討会とし、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- （3）本検討会の会議資料及び議事録については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- （4）その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- （5）本検討会の庶務はこども家庭庁成育局成育環境課の協力を得て、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において行うものとする。

(別紙)

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会 構成員名簿

長田 一郎 全国民生委員児童委員連合会 副会長

小林 隆猛 東京都民生児童委員連合会 副会長

佐藤 美奈子 湯沢市福祉保健部 福祉課長

重富 敦 港区保健福祉支援部 保健福祉課長

関原 総臣 高岡市福祉保健部 社会福祉課長

高山 科子 全国民生委員児童委員連合会 副会長

田津 真一 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課長

谷岡 伸子 大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課長

◎ 中島 修 文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授

西村 重光 和歌山県民生委員児童委員協議会 理事

向 俊孝 札幌市民生委員児童委員協議会 副会長

○ 室田 信一 東京都立大学人文社会学部人間社会学科 准教授

(五十音順・敬称略)

◎は座長

○は座長代理